



みずを大切に

# 下水道できれいな水を未来に



下水道のしおり



令和8年4月

中井町

## 公共下水道事業

公共下水道は、快適で住み良い環境の確保や河川などの公共用水域の汚濁防止の役割を果たす重要な施設であり、豊かな自然を守り快適で文化的な生活をするための重要な社会資本として、都市的なまちづくりをするうえで欠かすことのできない施設です。中井町の公共下水道事業は、平成11年度から供用開始となり皆様のご理解とご協力をいただき、順次利用可能地域を拡大しています。

## なぜ公共下水道が必要

以前、川や海の汚れの原因は、工場などからの産業排水が主だとされてきましたが、法律による規制で産業排水による汚れは減っています。現在、**川の汚れの原因の80%は、家庭から出る生活系排水によるもの**です。おわん一杯のみそ汁を捨てると、きれいな川にするためにはお風呂6杯分の水で薄めなければなりません。川や海にはもともと水をきれいにする力がありますが、私たちは毎日の暮らしからそれ以上の汚れを出してしまっているのです。このような生活排水を元のきれいな水に戻すのが公共下水道です。下水処理場に広い範囲の排水を集め、汚れを微生物に分解させてきれいにしてから放流することで、川や海の水を汚れから守っているのです。また家庭や工場からの排水を下水道に流すようにすれば、汚いドブがなくなります。

## 公共下水道への接続とマスの設置

### 1 下水道本管工事と公共マス（公共下水道）の使用開始

**公共マス**とは、家庭や事業所などから流される排水を集めて公共下水道管へ流し込むために皆さんの敷地内に設置するマスのことで、町が公共下水道の整備区域内の土地に設置します。

公共マスは、公共下水道の本管を埋設する時に同時に設置させていただくこととなります。その際皆さんに「公共マス等設置承諾書」のご提出をお願いしますので、公共マスの設置を希望される場所等を記入してご提出ください。なお、公共マスの設置位置は、官

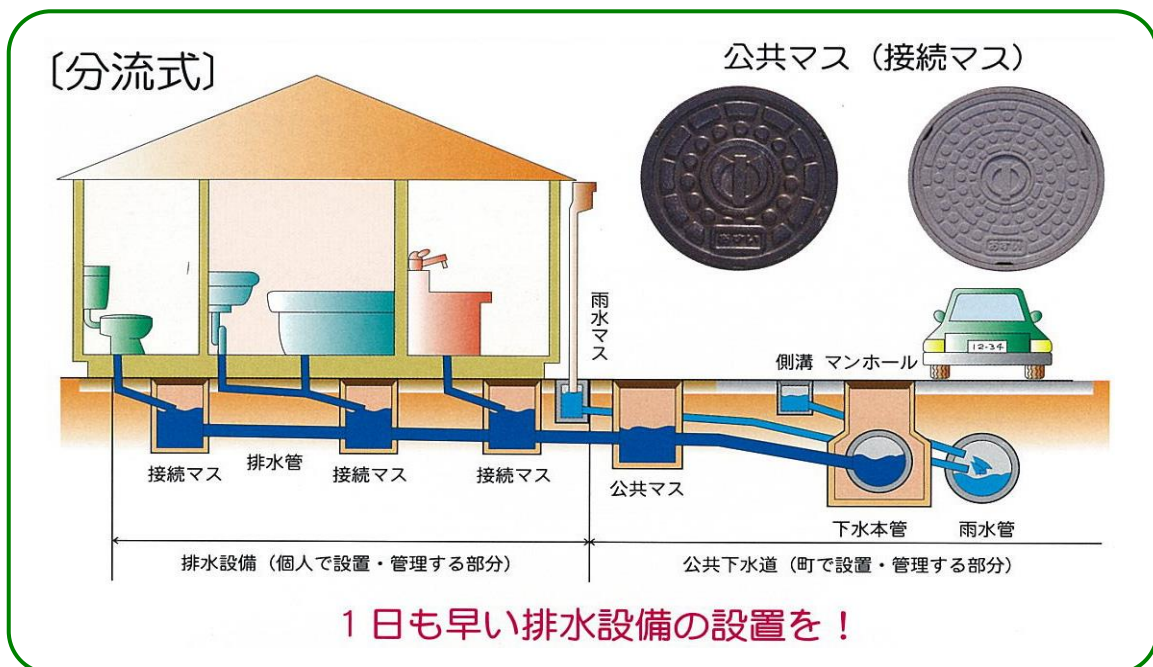


民界の民地側 1 m以内とさせていただきます。

公共マスの設置後、実際に公共マスを使用して公共下水道をお使いいただける時期は、おおむね、公共マスを設置した翌年度からとなります。公共マスを設置しても下水道の本管が完成していないと排水をすることはできませんのでご注意ください。公共マスをご利用いただけるようになりましたら町の広報等でお知らせいたします。

## 2 排水設備工事

実際に公共下水道を使用するには、家庭内から出る汚水（トイレ、台所、風呂場、洗濯場からの排水）を町が設置した公共マスに接続するための排水管等の排水設備の設置が必要となります。この排水設備は、個人が造り管理する施設となっており、下水道が使えるようになったら遅滞なく設置しなければならないと下水道法（第 11 条の 3）に規定されています。（くみ取り便所は 3 年以内）



### \* し尿浄化槽使用の場合

水洗トイレを使用されている方のし尿浄化槽は、公共下水道ができるまでの施設です。接続するときは、浄化槽を廃止し、直接公共マスにつないでいただくことになります。

### \* くみ取り式トイレ使用の場合

くみ取り式トイレを使用されている方は、接続する時に水洗トイレに改造してください。

## 3 排水設備の工事は指定工事店で

排水管の内径やマスの構造などは、法律や町の条例などで定められています。工事はこの基準にしたがって技術的に正しく施工されなければなりません。必ず町の指定工事店へお申し込みください。

## 4 下水道加入の申し込み方法は

下水道加入は、町が指定する工事店が申し込みなどのすべてを代行します。各家庭での排水設備の工事が完了し、町の検査が終了したあとで「公共下水道使用開始等届」を指定工事店を通じて提出することで完了します。

## 5 接続工事の費用

トイレ、洗面所、浴室、台所から公共下水道までを接続する工事の費用が必要です。工事費は、家屋や敷地の状況などによって異なります。

## 6 工事費の貸付等

町では、排水設備の工事を行い、公共下水道に接続する方に対して、工事費用の無利子貸付の制度を採用しています。

### 無利子貸付制度

貸付限度額	50万円
融資実施機関	町内金融機関において行います。(郵便局は除く)
償還期間	36か月以内
融資利息	無利息(ただし、延滞利息は借受人の負担になります。)
貸付対象	①会社その他の法人でない方 ②町内に住所を有する方で独立の生計を営む方 ③連帯保証人1人をたてることができること ④奨励金制度を受けていないこと ⑤その他

※詳細は町ホームページにてご確認ください ⇒⇒⇒



(参考)「下水道へ接続するには」町ホームページ

# 公共下水道の使用料

公共下水道の使用料制度とは、みなさんのご家庭や事業所などから排出される汚水を処理するための下水道管や終末処理場の維持管理に必要な費用を使用者のみなさんにご負担していただき、適正な事業の運営をするための制度です。

## 1 下水道使用料

公共下水道使用料は、一定の排水量までの基本料金とそれを超えた場合に適用する超過料金の二つを合計したものです。また超過料金は、一定の範囲毎に1 m<sup>3</sup>当たりの単価が変わりますので、その範囲毎の単価により計算した額を合計して使用料が算出されます。

## 2 1ヶ月当たりの使用料金表

(1ヶ月当たりの使用料金表)

(消費税抜き)

基本料金	超過料金	1 m <sup>3</sup> 当たりの単価
10 m <sup>3</sup> まで 550円	10 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> までの分	65円
	20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> までの分	80円
	30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> までの分	90円
	50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> までの分	100円
	100 m <sup>3</sup> を超え500 m <sup>3</sup> までの分	120円
	500 m <sup>3</sup> を超え1000 m <sup>3</sup> までの分	125円
	1000 m <sup>3</sup> を超え5000 m <sup>3</sup> までの分	130円
	5000 m <sup>3</sup> を超えた分	140円

{使用料の算定例}

(例) 1ヶ月の排水量が35 m<sup>3</sup>の場合

まず、35 m<sup>3</sup>を料金表の区分に基づき以下の4つに分けます。

①	②	③	④
0	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	35 m <sup>3</sup>

次に各区分毎の水量に該当区分の単価をかけます。

① 基本料金 (10 m <sup>3</sup> までの分)		550円
② 10 m <sup>3</sup> を超えた分	65円 × 10 m <sup>3</sup> =	650円
③ 20 m <sup>3</sup> を超えた分	80円 × 10 m <sup>3</sup> =	800円
④ 30 m <sup>3</sup> を超えた分	90円 × 5 m <sup>3</sup> =	450円
小計		2,450円
消費税 (10%)		245円
合計		2,695円

### 3 排水量の認定基準

使用料は、流した汚水の量に応じて計算します。

- ・水道水使用の場合は、その使用水量が排水量となります。
- ・地下水等使用、計測器具がある場合はその指針により、ない場合は認定により決めます。

みなさんのご家庭で使用する水は、一般的には町営水道ですので、町営水道の使用水量を公共下水道への排水量とさせていただきます。初回の使用料は、水道の検針日と下水道の使用開始日が異なる場合があるため、水道の使用水量と排水量が異なることがあります。

### 4 排水量により使用料を計算した場合

(1ヶ月当たりの使用料表)

(消費税抜き)

排水量	使用料	排水量	使用料
10m <sup>3</sup> まで	550円	40m <sup>3</sup> の場合	2,900円
15m <sup>3</sup> の場合	875円	45m <sup>3</sup> の場合	3,350円
20m <sup>3</sup> の場合	1,200円	50m <sup>3</sup> の場合	3,800円
25m <sup>3</sup> の場合	1,600円	60m <sup>3</sup> の場合	4,800円
30m <sup>3</sup> の場合	2,000円	70m <sup>3</sup> の場合	5,800円
35m <sup>3</sup> の場合	2,450円	100m <sup>3</sup> の場合	8,800円

### 5 使用料の納付方法（口座振替のほか、コンビニ等でも支払いができます。）

使用料は1ヶ月の排水量に応じて月の下水道使用料を計算します。その計算した額の2ヶ月分をまとめて1回の納付額として年6回、偶数月に水道料金と合わせて納付していただくこととなります。

お支払いは便利な口座振替がおすすめです。

納付書で納める場合は、役場1階会計課か取扱金融機関の窓口、全国の提携コンビニ、スマートフォン決済アプリ（PayPay、PayB、支払秘書、d払い、au PAY、FamiPay 請求書支払い）で納めてください。

※詳細は町ホームページにてご確認ください ⇒⇒⇒



#### 取扱金融機関（各本支店）

- ・かながわ西湘農業協同組合
- ・中南信用金庫
- ・さがみ信用金庫
- ・横浜銀行
- ・スルガ銀行

(参考) 水道料金に関する町ホームページ

- ・ゆうちょ銀行、郵便局（納付書でのお支払いは関東各都県および山梨県に限ります）

# 下水道事業受益者負担金・分担金制度

## 1 受益者負担金・分担金制度とは

公共下水道が完備されると台所などの生活排水を衛生的に排除でき、浄化槽がなくてもトイレの水洗化が可能になります。また、環境衛生が大きく向上し、公共下水道がない地域に比べて土地の利用価値が上がることとなります。いわば公共下水道は地域の価値を決める貴重な財産といえるわけです。一方で、公共下水道の建設には巨額の費用がかかるうえ、その恩恵を受ける人は、公共下水道のできた地域の住民に限られます。もし、こうした施設の建設費を税金だけでまかなおうとすると、公共下水道のない地域の住民には不公平な負担をかけることになってしまいます。

そこで、公共下水道の整備によって利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただき、下水道の整備を促進しようとする制度が、「受益者負担金・分担金制度」です。なお、納めていただく**受益者負担金・分担金は、対象となる土地について一度限り**となりますので、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

※市街化区域の土地には受益者負担金制度、市街化調整区域の土地には受益者分担金制度が適用されます。

## 2 受益者（負担金・分担金を納めていただく方）とは

(1) 賦課区域内の**土地所有者**

または

(2) 賦課区域内の**土地の権利者**（地上権等長い期間にわたって土地に権利を定めてある場合は、下水道ができることによって利益を受けるのは土地の所有者ばかりでなく、その権利者も利益を受けることとなりますので、所有者と権利者で相談して受益者を決めていただきます。）

### 受益者の例

下水道を使用できる区域に、土地を所有している方又は地上権等の権利を有している方が受益者となります。したがって借家人など土地の権利を持っていない方は受益者とはなりません。図で表すと次のようになります。

一般例ですので③④については土地所有者と家屋所有者がご相談のうえお決めください。

① 受益者はAさん



② 受益者はAさん



③ 受益者はBさん



④ 受益者はBさん



### 3 受益者の申告

申告は、受益者（負担金・分担金を納めていただく方）を決めていただくためのものです。

申告書は、受益者負担金・分担金の賦課対象区域内の土地所有者に送りますので、土地を貸しているような場合には、権利者と話し合いのうえ受益者を決め、指定の期日までに申告してください。なお、期日までに提出がない場合には、公簿等により町長が受益者となる方を認定することになります。

### 4 負担金の対象となる土地は

市街化区域の中で、賦課区域内となった住宅、工場、店舗、田、畑、神社、寺院、官公舎、駐車場、学校等すべての土地が対象となります。ただし、公共に使われている道路、公園、河川などは除かれます。

### 5 分担金の対象となる土地は

市街化調整区域の中で、賦課区域となった宅地、墓地、境内地、公園、学校用地等が対象となります。ただし、排水設備がない場合は、対象とならないこともあります。また、田、畑、山林は対象となりません。

### 6 負担金の額は1㎡あたり415円です。

受益者の方に負担していただく金額は、**1㎡あたり415円**です。

所有している土地又は権利を有している土地の面積に415円を乗じた金額となります。

例	165㎡（約50坪）所有されている場合
	$165\text{㎡} \times 415\text{円} = 68,475 \div 68,470\text{円}$
	（10円未満の端数がある場合は切り捨て）
	受益者負担金額は68,470円となります。

### 7 分担金の額は1㎡あたり430円です。

受益者の方に負担していただく金額は、**1㎡あたり430円**です。

所有している土地又は権利を有している土地の面積に430円を乗じた金額となります。ただし、受益者が居住用に使用している宅地については、面積300㎡以上は一律13万円となります（公共マスが複数必要な場合を除く。）。

### 8 負担金・分担金の納付方法

受益者負担金・分担金の納付方法は3年間計12回に分けて納める分割納付と、1年分、2年分あるいは3年分の負担金・分担金をまとめて納める一括納付とがあります。各年度の納期は、次の表のとおりとなります。なお3年12回に分割したときに100円未満の端数があるときは端数金額を1年目の第1期の納付額に合算します。

納 期 限				各 期 の 納 付 額
1 年目	2 年目	3 年目	納 期	例 165 m <sup>2</sup> (約 50 坪)の土地で 負担金 68,470 円の場合 $68,470 \text{ 円} \div 12 \text{ 期} = 5,705.833 \dots \text{円}$ $\approx 5,700 \text{ 円 (第2期以降)}$ $68,470 \text{ 円} - (5,700 \text{ 円} \times 11 \text{ 期})$ $= 5,770 \text{ 円 (第1期)}$
第1期	第1期	第1期	6月30日まで	
第2期	第2期	第2期	9月30日まで	
第3期	第3期	第3期	12月25日まで	
第4期	第4期	第4期	3月31日まで	

## 9 一括納付のおすすめ

負担金・分担金を一括納付されますと報奨金が支払われます。

負担金・分担金は、3年12期に分割して納付していただきますが、各年度の最初の納期内にその年間の全部、あるいは2年分、3年分の全部を一括で納めていただきますと、納める年度の第1期分の額を除いた納付額（納期前納付額）に対して下表のとおり報奨金が交付されます。

### 一括納付報奨金交付率

3年分を納付した場合	10/100
2年分を納付した場合	7/100
1年分を納付した場合	4/100

### (例) 負担金額 68,470 円を 3 年分一括納付した場合

3年分の負担金 68,470 円	－	第1期納付額 5,770 円	=	納期前納付額 62,700 円
納期前納付額 62,700 円	×	交付率 10/100	=	報奨金 6,270 円
3年分の負担金 68,470 円	－	報奨金 6,270 円	=	実際の納付額 62,200 円

## 10 負担金・分担金の徴収猶予

土地の状況や受益者の状況により、負担金・分担金の徴収を一定期間猶予する制度があります。猶予対象の主なものは、田、畑、山林等（土地の状況により宅地等と認められるものを除く）、係争地などです。

## 11 受益者に変更があるときは

受益者申告書を提出した後で土地の売買等の事情により受益者の変更があったときは、受益者変更の届出をしてください。届出以降の負担金・分担金の納付については、新たな受益者が納めることとなります。実際に土地の売買が行われても、受益者変更の届出をしないと、もとの受益者（土地の所有者）に負担金・分担金を納めていただくこととなりますので、くれぐれもご注意ください。

# 公共下水道の使用に際して

皆様が使用される下水道管が詰まらないように、処理場での下水の処理が困難にならないよう、次のことにご協力ください。

- 1 家庭の天ぷら油等は下水道へ流さないでください。(新聞紙や布等に吸着させ燃えるゴミとして処理してください。)
- 2 台所の野菜くず・残飯等の小片ゴミを下水道へ流さないでください。
- 3 衛生紙綿等を下水道へ流さないでください。
- 4 町内は分流式のため、雨水を公共下水道へ流さないでください。

## お 願 い

公共下水道は、その必要性や重要性について理解はされているものの、今まで整備が遅れていた施設です。豊かで文化的な生活を送るために公共下水道を整備していかなくはなりません。受益者負担金制度もさることながら、工事中は地域のみなさんや通行車両にご迷惑をおかけしますが、公共下水道事業の積極的、能率的な運営に努め、町民皆さまのよりよい快適な生活環境の実現にまい進してまいりたいと存じますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



お問い合わせ

中井町役場

上下水道課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56

電話 0465-81-3903 (直通)

URL <http://www.town.nakai.kanagawa.jp>